

ノルウェーとスウェーデンにおける 大都市の墓地の現状と変化への対応

榎村 久子

要 旨

首都は都市化と人口集中、家族構造の変化により墓地を変容させている。ノルウェーのオスロ市アルファセット墓地、スウェーデンのストックホルム市のロックスター墓地と森林墓地の現地調査を事例として、家族墓地から無名墓地への動向、墓地経営、宗教と墓地の関係変化、墓地・埋火葬関連法、環境配慮など近年の現状と課題への対応を探った。近年、雑木林や公園様式のミネルンドが墓地内に設置されている。墓地以外への遺灰等散骨は法律により規制され、許可が必要である。居住登録者には墓所の使用権は権利であるが有期限である。またキリスト教以外の宗教、特に近年イスラム教徒の区域が設置されている

キーワード：ノルウェー、スウェーデン、墓地、墓、宗教、家族、都市

はじめに

都市化の進展と家族構造の変化は墓や墓地のあり方に大きな変化をもたらしている。日本では、明治以来、特に高度経済成長期に都市圏への人口集中が起き、都市域は拡大して大都市圏では、墓地の供給不足や墓地や墓の変容が見られた。北欧では都市化と共に早くに高齢社会と女性の職場進出などによって家族構造に大きな変化があり、大都市の墓や墓地を変容させてきたと考えられる。

本稿では、スウェーデン、ストックホルム市のロックスター墓地と世界遺産として知られる「森林墓地」、またノルウェー、オスロ市のアルファセット墓地の現地調査を事例として、家族墓地から無名墓地への動向、墓地経営、宗教と墓地との対応変化、墓地・埋火葬関係の法律、流入人口、また環境配慮など最近の課題などを見て変化の諸相とその対応策を探る。

I ノルウェーの墓地

1. オスロ市の墓地と墓地政策

(1) オスロ市のアルファセット墓地

アルファセット墓地は1972年に開設され、22500m²の広さである。年間220人の葬儀が行われ

ている。墓所の内訳は7000が家族用墓所、3000が個人用である。家族用墓所は、従来の墓石を使用したもので、家族が管理責任を負っている（写真1）。個人用は、最近では野生、自然の趣向があり、山から自分で自然石を探して来て持参して使うものがある（写真2）。個人用墓所は自然石が置かれ、周辺には地衣類が植栽されている。

写真1 オスロ市アルファセット墓地の家族用墓地



写真2 オスロ市アルファセット墓地の自然石の個人墓地



オスロ市の火葬率は75%、土葬25%であるが、ノルウェー全体では土葬が30%ある。それは住居近隣に火葬施設が無いためである。墓所使用料は無料である。

墓地には、墓所区域、葬祭場、戦死者の外国人墓地、管理棟がある。墓所区域は、先に述べた家族用、個人用墓所の他、「ミンネルンド」と呼ばれる無名墓地の区域がある（写真3）。ミンネルンドは芝生でせせらぎが流れる公園でもある。ミンネルンドの区域には石造の彫刻が置かれ、そこに花束が置かれていた（写真4）。

写真3 オスロ市アルファセット墓地の公園のようなミンネルンド



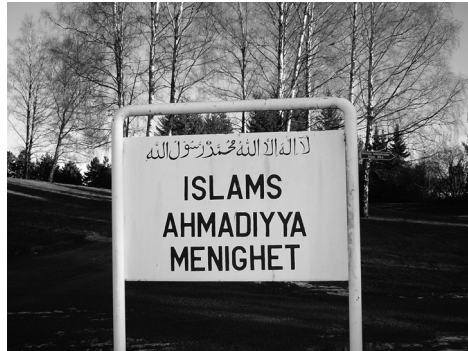
写真4 オスロ市アルファセット墓地のミンネルンドのシンボルの石碑



またイスラム教徒用の墓区域も増設された（写真5）。葬祭場は、教会様式であるが、建築の内部の装飾絵画は、無宗教の抽象画が描かれている。ノルウェーで著名なヤコブ・バイド

マン (Weidemann) 氏の手による。以前、チャペルはキリスト教会であったが、最近は無宗教でも使用できるようになっている。

写真5 オスロ市アルファセット墓地の
イスラム教の区画



(2) ミンネルンド (無名墓地)

墓地の供給で新しい動きは、ミンネルンド (MINNELUND) と呼ばれる無名墓地の設置である。ミンネルンドは骨壺が名前が無しで埋葬される場所である。オスロ市内のたいてい大きな教会墓地や教会の無い墓地に設置されている。ノルウェーでは8年前に造られ始めたが、このようなミンネルンドで埋葬される骨壺数は毎年350件から400件に及んでいる。

オスロ市の北墓地 (アルファセット墓地) ではこの新しいタイプのミンネルンドを2003年に設置している。骨壺は広い芝生の斜面のどこかに全く位置を示されずに埋葬される。ミンネルンドの端に大きな記念碑があり、この場所で埋葬されている故人の名前が刻まれている。この記念碑の周りに植栽したりするのは墓地課の管理責任である。故人の親戚などが花やロウソクなど置ける場所も設けられている。記念碑自体は2003年11月に設置され、2004年4月頃、初めて骨壺が埋葬された。2004年には30件希望者があり、年2回、8月と11月に埋葬されている。8月と11月という設定は家族や親戚等が集まりやすいという理由である。

ノルウェーのメディアはこのような形式の墓地に大きな関心を示しており、特に『Oslo Nå』が注目していると言う。

人々がミンネルンドを選ぶ理由はさまざまであるが、考えられる理由として、遺族が墓の管理や整備に責任を取らなくてよい場所で埋葬されるのが大切であるという考え方、つまり遺族に迷惑をかけたくないという考え方の結果が、無名墓地での埋葬方法なのである。

ミンネルンドは、このアルファセット墓地以外にパールーン、トロンド Heim にもある。2003年にできたオスロ市内のグロール (Grorud) の墓地にもミンネルンドがある。グロール墓地は空きが無くなり、地元住民に提供される墓地が限られていた。そこへ個人所有地が売却されることになり、地元住民たちが墓地の拡充を求めて運動したのである。広げられた3000m²は316個の骨壺使用の墓地として、造園設計会社 (Grindaker) に計画を委託され、古い墓地と墓地全体がうまく調和されている。そこのミンネルンドに彫刻家 (Kjersti Wexelsen Goksoyr) 作

の彫刻“Enhet”が置かれている。

(3) 有期限貸付について

墓地の使用は、市民税でまかなわれ、20年の有期限貸付で、すべて無料である。

「法律1996-06-07、No.32；墓地、火葬および埋葬に関する法律（埋葬規則）」によれば、「死亡時点で郡内に居住していた故人は郡の墓地に無料埋葬の権利がある。これは母親が郡に居住している場合に死産の提示にも適用される。」「教会評議会により、郡に居住していなかった故人にも承認が与えられることがある。この場合、埋葬費用及び墓の賃貸費用が請求されることがある」。(第1章6項・墓に与えられる権利)

20年以降については「墓は、最終埋葬時より最低20年が経過している場合、規定の墓地規則によりさらに長い期間が定められていない限り、新規埋葬に利用されることができる」(第1章8項・墓および墓地の非妨害期間)。

墓の賃貸について「教会評議会は現行の規制に従い、墓の賃貸契約に参加することができる。そのような賃貸には費用が請求されることがある。墓の賃借人は一人だけである。賃貸期間は20年以内である。賃貸は墓が状態良く管理されている場合において、更新することができ、そのような更新は墓地の適宜運用を妨げてはならない。」(第3章：墓及び墓石の賃貸・14項・墓の賃貸)としている。

もし墓をそのまま維持したい場合は、年間170クローネを支払う。

墓地としては再利用して市民に提供したいためである。

「賃貸は、賃貸期間満了時に終了する。賃貸が満了した時点で、賃借人は墓地から墓石又は相当の物を除去する権利がある。賃貸終了後6ヶ月以内に除去されなかったものは、墓地の所有品となる。」しかし「歴史的又は文化的価値のある墓石は可能な限り墓地に残される」(第3章18項・賃貸の終了)。

歴史的、文化的価値のある墓石は、例えばオスロ市中心市街地にあるヴォーレ・フレスカ墓地は周囲を建築物で囲まれていて、エドワード・ムンクやヘンリ・イプセンといったノルウェーを代表する人物の墓が多くあり、墓石はそのまま残されている。

アルファセット墓地のミンネルンドは円形にデザインされた低い土手があるが、5つの入り口のうち石積み石材は、有期限の20年で撤去した石を再利用している。

墓の手入れの費用は各使用者が負担するが、ミンネルンドは無料である。

墓地はできるだけ再利用するため、有期限貸付の一方、土に戻す方法も考えている。粘土質の土を、墓の埋め戻しの土を酸度が強く細かく潰された石灰の多い砂にしている。また、ミンネルンドに埋葬する骨壺を20年で溶融し土に戻る特殊アルミニウムを使用している。両方法とも20年が経過しなければ明確な結果は出ないが、研究により実行している。

(4) 環境負荷を減らすための墓地の環境改善と効率化

現在墓地の大きな課題の一つは、地球温暖化や循環型社会への対応で、墓地として環境負荷をいかに減少させるかである。火葬場からの排水と排気ガス、土壌残留物が課題である。

近年は火葬比率が高いが、1950年から1980年の間、棺おけの中にプラスチックシートが多く利用されていて、土に還らず自然循環の妨げとなっていた。これはかなりの年数が経過しても墓地の再使用ができず、墓地の有効利用の障害であった。全国各地で問題になり、土に戻る方法が調査研究された。その結果、墓に消石灰を注入する方法で、墓を掘り起こさずに、プラスチックシートを使用された墓地を見つけると、消石灰を注入している。2002年には2箇所を実験的に使用され、良い結果が出ており、2003年にはオスロ市内約100ヶ所の実験的使用でも良い結果が出ている。そのため今後何年かをかけて多くの墓地の土壌環境改善が計画されている。

次に墓地からの排水と排気ガスによる水質汚染と大気汚染への環境改善である。1981年3月13日（No.6）の法律に基づいて2002年12月20日付けで環境省が火葬場に対して排水、排煙の浄化を要求し、2003年1月1日に実施している。しかし一部の火葬場と排水と排煙の浄化については2007年に実施の予定である。

オスロ市内にあるすべての火葬場は現在この要求どおりの基準値を満たしていないので、墓地課はいくつかの代案を検討している。その案の一つは、オスロ西部の火葬場で使用されている焼却炉は1994年製でありアフターバーナーが付いていて、いくつかの焼却炉は水銀の浄化用に改良することが可能である。しかし東部の火葬場の焼却炉は新しい設備に取り替える必要があるとされる。そのため、墓地課では既存の火葬場を改善するか、あるいはオスロ市内全体を対象に新しく建設し、既存の火葬場を中止するかを選択を迫られている。どちらにしても、環境省の新しい要求どおりに排水と排煙の浄化に費用面で大きな負担がかかる。

(5) 廃棄物の減量など環境改善と具体的な汚染対策

オスロ地墓地課の「2003年 年次報告書」には、詳細な環境改善と汚染対策が述べられている。まず墓地課は“グリーン・シティ”オスロ市の代表的役割を负っている。そのため、墓地課は環境にもっとやさしい廃棄物処理を始めた。廃棄物の大部分が分別されていなかったが、現在ではすべての教会墓地と教会の無い墓地で、ある程度分別するようになっている。供花の廃棄物ではプラスチックバッグや植木鉢を分別するのは大変難しい。ゴミ箱には種類別に表示がされているが、なかなかうまくいかない。そのため職員のゴミ分別関係の作業が大きくなっている。花輪や棺おけの上の花束、墓の装飾品の一部は土に還らない。ナイロンの糸や針金など、土を作る機械を傷める物がある。

そのため、墓地課では卸売り業者に土に戻る材料を使用するよう圧力をかけてその結果を期待している。しかしまず火葬場から出る花の廃棄物を分別して土に戻せる部分を自分たちで戻している。土に戻す部分を増やすことで廃棄物全体の量を減らし、廃棄物処理に出す費用を減

らしている。分別により、紙、ガラス、金属缶、廃油、バッテリー、蛍光灯、電子部品の引き取り制度ができています。

また環境改善の目標の一つに腐葉土作りを自給自足することがある。それにより腐葉土を購入する費用を最低限に抑えられる。そのため未開発地の一角に腐葉土作りの場所を造っている。また機械類はすべてできるだけ環境にやさしい燃料に変えている。そのため利用者にとって機械類から出る排気ガスによる大気汚染を減らすことができる。また管理棟等では、古い電気ストーブを取り替えることで、建物内の温度を夜間下げることが可能になったことも省エネ対策の一つである。

(6) 墓地の経営（管理・人事の配置）

墓地の管理・運営について組織、運営、サービスなどはつぎのようになっている。組織・人材は、オスロ市墓地課にディレクターとディレクター・スタッフで2.5人、管理・人事課2人、経理課8人、東部・西部活動長とスタッフで4人の計16.5人。東部活動長の下に教会墓地と火葬場で働く従業員が、また西部では新規墓地開発グループと教会の墓地に勤務する人がいる。これらの活動一般の職員は124.5人で、墓地課全体の職員は141人になる。このほかに墓の装飾や管理のために約250～300人の季節労働者が雇用されている。

2003年の年次報告書によると、担当として、教会墓地長、火葬場長、教会墓地長助手、ワーキングリーダー、アシスタント、ワーキングリーダー助手、専門家、スペシャルワーカー、技術者、墓地内警備員、事務員、清掃員、歌手となっている。

2. ノルウェーの墓地関連法

ノルウェーにおける墓地等に関しては、法律1996-16-07、No.32：『墓地、火葬および埋葬に関する法律（埋葬規則）』（1913年3月3日施行の火葬に関する法および、1897年8月3日施行の教会および墓地に関する法に関連する）によっている。

(1) 墓地と火葬場の設置・管理と責任

オスロ市の墓地課の年次報告で管轄区域として次のように述べられている。

墓地課はオスロで亡くなった人々を個々の宗教を敬いながら丁寧に埋葬する責任がある。教会墓地と教会の無い墓地を管理し、墓地の場所を十分提供する。墓地課はオスロ市と教会、委員会との間で交わした契約に基づいて活動する。その目標は市議会で決められる。土葬墓地と火葬墓地に対しての費用は1996年6月7日（改正後も含めて）の墓地法、1997年1月10日付けの墓地法（改正後も含めて）、そしてオスロ市の墓地と火葬場に対するオスロ市の司教会の認可（1999年3月1日）とその後の変化に基づいて分担される。また、親戚などいない場合は、この墓地課がオスロ市の法に基づいてその葬式の責任を取る。その上、この墓地課はノルウェー教会以外の宗派に対しての助成金をも提供している。これは1969年の宗教法、1981年の生き方

の社会に対する法に基づいて提供している。墓地課はまた、夏の期間、墓の整備や花や木などの植栽、秋にはギョリュウモドキで墓をきれいにし、雪から守るためにモミの木の枝を飾ったりする。

墓地と火葬場の設置や管理については教会評議会と郡に責任がある。オスロではオスロ市である。墓地法では、「教会評議会は、現行規則に従い、墓地およびその建物の良好で整然とした管理に責任がある。墓地の建造、執行および管理に関する予算は教会評議会の提案に基づいて、郡が決定する。」(第1章第3項・教会評議会および郡の責任)

また墓地および火葬場の建設は、「建造、増設、閉鎖およびその他墓地又はその建物への大幅な変更は、司教評議会からの事前許可が無い限り禁止される。評議会はそのような許可に条件を与える場合がある。火葬場の建造や、大幅な変更は担当省からの事前の許可が無い限り禁止される。担当省はそのような許可に条件をつける場合があり、火葬場の執行および管理に関する規則を定めることができる。」(第1章第4項・墓地および火葬場の建設等)としている。

つまり、墓地の建造や管理については教会評議会が責任や提案、事前許可の権限を持ち、行政は予算の決定権を持っている。火葬場は行政の権限の範囲になっている。

(2) 墓地と宗教の関係－イスラム教徒のための墓地の新設

墓地と宗教との関係は、簡単に言えば上記の墓地法で見たように、行政の墓地課だけによる建設、管理・運営でなく、教会評議会と郡により決定され、行政の墓地課が契約に基づいて執行するシステムになっている。これは、ノルウェー教会とその他の登録宗教団体と、教区と行政区、また国民個人の生き方の選択の問題の中で、歴史的な経緯の中で作られたのが現在の形である。

アルファセット墓地にもイスラム教徒のための墓地の区域がある。オスロ市ではオスロの北部に定住しているイスラム教徒のために、2003年ホイブローテン (HOYBRATEN) にイスラム教信者のための新しい墓地を造った。ホイブローテンの墓地は6000m²で約700基の墓ができる。これにより今後数年先までの需要は満たされる予定である。さらに、死産の子のために別のミンネルンド形式の墓ができています。このイスラム教徒のための墓地は一般の墓と生垣で分けられている。生垣がますます大きくなってきており、2004年に葬式関係の祈りのための場所の設計が予定されている。

その理由は、ノルウェーは1970年代から外国人労働者の移入を始め、移入者は母国から家族を呼び寄せて増え、現在は人口の約20%をイスラム系が占めるからである。今後ノルウェーで生まれたノルウェー国籍のモロッコ、パキスタン、トルコなどの市民が増えること、また母国から呼び寄せた両親がノルウェーで死亡することから、イスラム教徒の墓地はさらに需要が高まると考えられる。

(3) 「自然の墓」(遺灰の散布)と権利や場所、埋葬の法的位置づけ

墓地以外の埋葬や散骨の場所については「墓地、火葬および埋葬に関する法律」で規定されている。埋葬場所について、「埋葬は1959年6月13日施行の第25法、宗教団体に関する法に従い、登録済み教会によって管理される公共墓地で行わなければならない」としているが、「故人を海底または開放野外に埋葬する場合は自然の墓として考慮される。自然の墓に、故人を正式な墓地に移動する以外の目的で触れてはならず、また阻害や不快となるような場合にさらされてはならない。」（第1章：墓地および火葬場第1項・埋葬場所をどこにするか）とされている。

また、散骨についての権利と条件は「特別な理由がある場合、適切な場所に私有の埋葬地を建造する権利が与えられる。このような承認には条件が付けられることがある。州当局は、15歳以上の者による遺灰を自然に戻す要望を承認することができる。このような承認は、故人が遺灰のばらまきを遺書に残した場合にも授与される。このような承認は、親族が希望した場合に子どもの遺灰にも適用される。当局はこのような承認を条件付とすることができる。このような埋葬方法について、教会の参加を求める権利は誰も持たない」（第4章：20項私有の墓および遺灰のばらまき）とされている。この20項は、「2001年6月15日の決議659により、2001年6月15日の法律68号により変更」とあり、どのような背景と経緯で内容が変えられたのかは分からない。

遺灰のばら撒きや散骨についての権利や条件、場所など「自然の墓」として埋葬の位置づけが日本では法律化されていないことと対照的である。

Ⅱ スウェーデンの墓地について

1. スtockホルム市の「森林墓地」の概要

ストックホルム市には南部と北部にそれぞれ大規模な市の墓地がある。ロックスター墓地と森林墓地について記述する。基本的に葬儀場と火葬場は、墓地の内部施設として設置されている。

墓地では世界遺産に登録され、ランドスケープと建築が融合し、世界に新たな墓地計画、墓地デザインとして影響を及ぼした森林墓地について述べる。（写真6）

写真6 スtockホルム市森林墓地の火葬場・葬祭場の建築とランドスケープの融合



「森林墓地」といわれるスコスキコガーデンの墓地は、歴史が積み重なった古い墓地であり、1994年ユネスコの世界遺産に登録されている。特に1914年から1940年の間、エリック・グンナー・アスブランドとシガー・ロウレンツにより改修され、ランドスケープと建築の融合したすばらしい創造であると世界的に評価されている。ストックホルムの拡大し続ける埋葬地に対して、国際コンペが実施され、二人の提案が実現した。尊厳性、芸術的な質、建築物と景観の調和を実現させた、20世紀の傑出した墓地デザインとされている。

75haの松林に30000基の墓がある。敷地は鉄道駅、市街地と隣接している。ここにヨーロッパの伝統的な墓地様式から、もっと原初的なノルディックな社会を具現化する形に転換した。キリスト教的なものへの依存を超越して、丘や谷、大地と空、森林と空地、牧草地と湿原といったランドスケープの特性を新しく復活させたデザインにした。この敷地に、「追想の丘」(写真7)、松林の下の墓地(写真8)、芝生の墓地、壁墓地、そして散骨や埋骨の無名墓地の雑木林ミネスルンド(写真9)などがある。また著名な「森の教会」(葬儀場)は、アスブランドの設計で1920年に完成し、「死の天使」の鉄の扉はカール・マイルの彫刻である。

写真7 スtockホルム市森林墓地の追想の丘



写真8 スtockホルム市森林墓地の松林の下の墓



写真9 スtockホルム市森林墓地のミネスルンドの雑木林の丘



2. スウェーデンにおける埋葬と墓地

スウェーデンにおける墓地と埋葬の関係は、2000年1月に大きな変化を起こした。スウェー

デン国家とスウェーデン教会の関係が変わったからである。国家教会制度は16世紀以来続いてきたが、廃止されたのである。さらにこの改革の結果、教区と教区組織はもはや地方行政に残されず、そしてスウェーデン教会に残された部分は公共部門に委ねられた。

スウェーデンでは、社会はスウェーデンに居住登録しているすべての人々に故人の埋葬と葬儀サービスを提供する基本的な責任がある。スウェーデン文化省の埋葬と葬儀サービスに関する文書から埋葬と墓地等の基本的システムについて以下に述べる。

(1) スウェーデンの墓地関連法（火葬と埋葬管理）

スウェーデン教会は長い間、地域の埋葬と埋葬システムの主要な部分を占めてきた。国家教会の改革はこの点ではどのような変化をももたらさなかった。実にスウェーデン教会の教区と教区の組織は、なおその制度の中核として大きな責任を担っている。これは、スウェーデン教会が、大変重要な公共サービスを提供してきたことを意味している。

埋葬と葬儀サービスは、法律によって規定されている。基本的に、「埋葬法」(1990年)によっており、規定(条項)は1988年以來の「旧跡と発掘物に関する法」(1988:950)や、1987年の「計画と建設法」(1987:10)、そして「埋葬の儀式」(1990:1147)に關係法がある。

(2) 管理長としての主要な責任

埋葬と葬儀サービスに関して、スウェーデンは地理的に行政管理地区の人数で分割されていて、それぞれの地区に埋葬・葬儀サービスの長がいる。スウェーデン教会の教区と教区組織は、改革に関わらずいまなお地方を通じて埋葬と葬儀の主要部分の長である。しかし、政府は地方行政が長であるべきだと決定できる。ストックホルムとトラナス市の地方行政政府に対してはこの決定がなされている。

この長は、特別な管理地区(地方)に居住者として登録しているすべての人に公共埋葬地を提供し管理することになる。また特別な墓地がキリスト教の宗派に属さない人びとのために供給されている。管理地区居住者として登録されている故人の行事では、長は故人の土地(墓所)を無料でサービスを提供する。

しかし、公共埋葬地にある墓所の使用期間は25年間である。この期間が経過すれば、墓所の権利更新のために料金を請求することができる。各長は、故人自身の宗教やキリスト教派に属さない管理地区の人々のために特別な墓所区画を供給することができる。長はまた、埋葬地の墓の地図または墓の記録を作成する責任がある。名前や死亡年月日、住所などの故人の情報が記録されている。

墓を開けたり、改葬や墓を開く準備など埋葬の調整は、新しい遺体や遺灰の埋葬と連携して実施される。

故人の遺体の確実な移送は、医学的ケアの確認から埋葬の時まで、長が責任をもっている。

(3) 葬儀の場所と宗教の権利の保障

葬儀はクレマトリア（葬儀場）においてのみ行われる。クレマトリアは、公共埋葬地の責任あるいは、長ではない教区によってのみ管理運営することができる。そしてクレマトリアは葬儀の行われた記録を保存している。

遺体の保管の建物を用意する責任もある。たとえば、故人が医学的ケアの後、長に引き渡された時から、埋葬に至るまで責任があるからである。

火葬サービスのための遺体の保管は、宗教的な肖像が無く行われる。つまり、葬儀場のように宗教的なあるいは無宗教的な絵画などは無く、保管室に保管されている。

スウェーデン教会に属さないが、登録された住民に対しては、その権利を保障するために、特別な規則が設けられている。たとえば、地方行政議会は、制度の長である教区とその組織において、埋葬と葬儀サービスを監督する仕事をする特別な法的代表者を約束している。この代表者は、埋葬と葬儀制度に関するすべての文書にアクセスする権利と、埋葬・葬儀の問題が議論される会議に参加する権利を持っている。このように、特別な墓地は、キリスト教宗派に属さない人々に供給できる。

教区／教区組織は、長である行政上の管理地区の居住者の代表者を相談して決めている。しかし、キリスト教宗派に属さない人々は、これらの特別な墓地の運営管理に関わる問題を扱っている。さらに、宗教的肖像を伴う、簡素な葬儀は、火葬サービスのために供給することができる。

(4) 埋葬料金と公共や教区以外の墓地

埋葬料金は、法的、財務的そして行政サービス機関によって以下のように決定されている。

スウェーデンに登録されているすべての居住者は、埋葬または火葬（埋葬料）のコストにかかる料金を支払わなければならない。この料金は収入と埋葬／葬儀サービスのためにかかっているコストによって、長が決めている。

教区／教区組織がサービスの長であるときは、スウェーデン教会に属している人々に埋葬料を条件として設定している。教会に属さない人々に対しては、行政サービス機関が法的、財政的に料金の等級付けを行い決めている。

一方、地方行政府が長であるとき、埋葬料金自体を条件設定している。この料金は、サービスのコストをまかなうことになっている。しかし、料金支払い者の自分自身の埋葬や葬儀サービスに対してではない。

私的な宗派又は財団は、地方行政議会から許可を受けた後に、埋葬地を設立することができる。全国的な上記のような制度は、埋葬料によってまかなわれているサービスのコストから、このような宗派に料金を払い戻している。つまり、所得等に応じて生前に支払った料金の中から、特別な埋葬地にその人々の分だけ償還されるのである。

(5) 死亡証明書と死亡理由の証明書

人の死に対して、医師は遅滞無く死亡証明書を死亡の原因を書いた証明書を発行しなければならない。

(6) 埋葬と火葬の習慣と散骨について

火葬は、歴史に記録された最初の数百年間に渡って、スウェーデンでは最も一般的な習慣であった。しかし、キリスト教的な影響にしたがって、1000年の終わりごろから大地への埋葬つまり土葬が支配的になっていった。時代がたつにつれ、土葬と火葬の両方が行われる。両方の場合では、埋葬の区域（墓所）は、故人の名前や生年と死亡年が記された記念石碑や十字架で示されている。

これらの習慣に加え、いくつかの埋葬地では、いわゆる「森林墓地」もあり、そこには、火葬した遺灰の骨壺が埋葬されているが、地上には十字架も墓石も一切ない。また、「記念の森」があり、そこには遺灰が撒かれる。つまり散骨のエリアである。また骨壺はコロンバリア（遺骨安置所）に納められる場合もある。

散骨は、法的規制によっている。故人の遺灰は、公共または民間の埋葬地においてのみ埋葬されるか、撒くことができる。しかし他の習慣は、例外的な状況において、地方行政議会によって決定された後、実施することができる。例えば、海へ遺灰を撒くのは、この慣習の例外の一つである。

もし故人の希望が火葬か、その他の方法かが分かっているなら、できる限り故人の意思に従うべきである。もし、故人の家族がそれに同意できない場合、長は意見不一致の関係者の仲介者として行動することができる。もし同意に至らない場合、長は地方行政委員会にその判断を委ねなければならない。

埋葬が執り行われる前に、税当局は故人の埋葬を認める証明書、つまり埋葬許可書または、遺体の火葬を認める証明書を発行しなければならない。なぜ税当局かといえば、生前に居住者、市民として埋葬料を支払っているからである。

埋葬地の遺体や遺灰は、埋葬場所から移動させ、どこかの場所に埋葬することはできない。それは、故人の埋葬への希望や敬意を損なうことであり、墓の尊厳への敬意を損なうことになるという理由からである。

(7) 埋葬した遺体の移動、遺体又は遺灰の国内外への搬出と搬入

そこで、墓の移動の許可は、特別な理由と新しい埋葬地がどこであるかを明確にする場合のみ認められる。この埋葬サービスは長が移動についての許可の判断をする。

遺体や遺灰は海外に持っていくことができる。遺体の移送のために、税当局によって発行された通行又は許可が必要である。海外への遺灰の移送には、火葬記録から関連する抜粋したコピーを税関へ提出しなければならない。

また、国外で死亡した人の遺体は、スウェーデン国内に持ち込む時は、埋葬主宰者は、埋葬または火葬にするための許可書を申請しなければならない。遺体が埋葬または火葬される地域の警察当局が、この許可申請書を取り扱っている。

例えば、海外居住者や海外での被災による死者がある。インドネシアのバリ島で津波による被災者の遺体がストックホルム市のロックスター墓地の遺体保管庫に安置されていた。

(8) 死産の赤ちゃんのための埋葬場所

28週の後死んだ死産の赤ちゃんのための埋葬区域が公共墓地に設置され、特別行政地区に登録している居住者の母親に墓所を提供している。また28週の前に死んだ死産の赤ちゃんのためにも墓の区域が設置されている。母親が希望し、医師による署名のある死亡証明書が長に許可されたなら、埋葬することができる。

(9) 墓地の使用権と期間について

墓地の所有権（使用権）は、権利である。公共墓地の行政官が、土地の決められた区画に誰でも埋葬に利用できるようにすることが確立されている。死亡した故人の所有権・権利は、誰が墓地の権利を得るかを定める。ただ、例外的状況においてだけ、墓地への権利は、財団のような法人に許可されることができる。墓地の権利（使用権）は少なくとも15年間、長くて50年の使用期限がある。使用期限が無い場合もある。墓地の権利を要求した人は、その人が使用権者になるつもりでいる期間は墓所の権利を持っている。つまり、権利を持つ期間が終了する時に、その権利を更新することができる。権利者が墓所を管理上良い状態で維持するために義務として負担がかかる。つまり、使用権者でいる限り、墓所の管理を良くして更新時期に使用料を支払うことになる。

葬送儀式は、執行形式やコストに関わらず、行政ではなく、個人の責任で行われる。葬式は、宗教的でも非宗教的でも行うことができる。

3. 墓地と埋葬に関する上記以外の関連法

以上のように、埋葬に関する法律があるが、その他に、「旧跡と発掘物に関する法律」と「計画と建設法」が関係している。

・「1988年の旧跡と発掘物に関する法」（1988：950）は次のとおりである。

その地方の埋葬地は、文化的歴史的価値をかなり有している事がよくある。そしてキリスト教会の文化的環境の重要な役割を構成していることがよくある。そのため、この法律は、このような文化的歴史的価値が減少し崩壊しないように、埋葬地の保護と維持管理を提供している。またこの保護は、個人の墓石や墓の装飾物などのような埋葬場所にも適用される。

そのため、1940年以前に建てられた埋葬地は拡張することができないだけでなく、どのような方法においても、地方行政委員会の許可なく、実体上変えることはできない。

・「1987年の計画と建設法」(1987:10)は次のとおりである。

新しい墓地が設置されるに先立って、地方行政当局は、「1987年の計画と建設法」の下に、事項を判断しなければならない。この計画と建設法の条項は、当然、既存の埋葬地にも同様に適用される。

ま と め

以上のように、スウェーデンのストックホルム市の墓地と、ノルウェーのオスロ市の墓地の現状と課題、近年の変化への対応策、そして両国の墓地関連法を見てきた。ノルウェーの墓地の供給は郡、スウェーデンでも行政管理地区に、特別市であるオスロとストックホルムにおいては市に責任があり、居住登録している居住者には無料で墓地が供給され、生前に納めた市税によりまかなわれている。

ストックホルムやオスロでは火葬が普及しているものの埋葬もあり、墓地の供給は不足する。そのため、ストックホルム市もオスロ市も墓地は有期限貸し付けである。ストックホルムは25年間、オスロは20年間である。ストックホルムでは25年間の間に家族に死者があり埋葬が行われれば、その時点から新たな使用期間になる。オスロでは使用の管理状態がよい場合更新することができるが、更新後は年間の管理料を支払うシステムである。

日本でも墓地の使用権を有期限にするという考え方も出てきているが、種々のアンケート調査では市民の意向はそれには至っていない。しかし、大都市部においては議論する必要がある。

両国とも居住登録市民に墓地の提供がされているが、教会のある墓地と教会の無い墓地がある。キリスト教のノルウェー教会やスウェーデン教会の教区と墓地はこれまで密接に結びついてきたが、国と教会の関係の改革により、その名残を残しつつ現在は行政区が関与している。キリスト教以外の市民の宗教に関係して墓地の権利を保障する政策を実施している。特にイスラム教徒に特別な墓地の区域を設置しているのが近年の特徴である。また葬儀場の壁画や装飾も宗教の自由の権利を保障するデザインがなされている。

ノルウェーもスウェーデンも、基本的には家族墓地であるが、近年ミンネルドと呼ばれる無名墓地が設置されている。オスロ市アルファセット墓地では芝生の公園様式のデザイン、ストックホルム市森林墓地では特定の雑木林エリアである。しかし、このような墓地以外に遺灰の散布(散骨)や埋葬することに関して、両国とも法律により位置づけられ、また規制されている。ノルウェーでは、墓地以外の散骨や埋葬について、海や野外に埋葬する場合は「自然の墓」として考慮されるが、承認には散骨の権利と条件が付けられている。スウェーデンでも例外的状況として、海への散骨など、地方行政議会(委員会)の決定があれば実施することができる。

日本では、山林や海への散骨について法律的位置付けや規制を設けておらず、今後法律的対応が必要であり、また墓地において埋骨、散骨エリアの無名墓地の設置も必要である。

墓地経営や管理は、利用者のサービスの改善や機械化による効率化が進められている。ノルウェー、スウェーデンは環境政策の先進国であり、排水や排煙の水質や大気質の環境改善だけでなく、土壌の自然循環に還元できるよう環境改善策を実施、実験しているのが近年の特徴である。今後これまでの家族墓地から自然志向の個人墓地やミンネルンドへの動向について現状とその背景、市民の意向等を分析する必要があると考えられる。

参考文献

- (1) Oslo kirkegarder seksjon (2004): “2003 årsberetning”
- (2) Kirke-, utdannings-, og forskningsdepartementet (2001): LOV 1996-06-07, No. 32 : Lov om kirkegarder, kremasjon og gravferd (gravferdsloven)
- (3) Stockholm Cemeteries Authority (1972): “Racksta burial grounds”, Summary of presentation
- (4) Ministry of Culture (2001): “Burial and cremation services in Sweden”, p. 1-5
- (5) The Cemetery Administration of Stockholm (1998): “THE WOODLAND CEMETERY IN STOCKHOLM”
- (6) Caroline Constal (1998): “THE WOODLAND CEMETERY”
- (7) Bengt O. H. Johansson & Fabio Galli (1996): “Tallum-Gunnar Asplund’s & Sigvad Lewrentz’s Woodland Cemetery in Stockholm”
- (8) STCKHOLMS STAD (2000): “STOCKHOLMS STADS BEGRAVNINGSPLATSER OCH KAPELL”